

## 業務開始日 町議会及び議会事務局移転のお知らせ 10月29(月)から

町議会及び議会事務局は新本庁舎建設のため、10月29日(月)から吾北総合支所3階へ一時移転します。新庁舎完成まで約2年間、町議会及び議会事務局の業務が吾北総合支所3階へ移ります。12月定例会から吾北総合支所で議会が開催されることとなります。また、住所、電話番号、FAX番号が変更になります。

問い合わせ: 議会事務局 ☎ 893-1112 【10月26日(金)まで】

移転先	吾北総合支所3階
住所	上八川甲1934
郵便番号	〒781-2401
直通電話番号	867-2317
FAX番号	867-2302

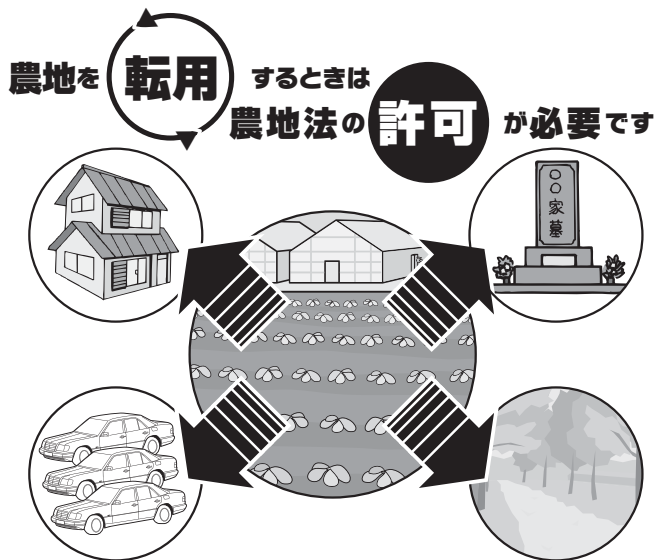
## 業務開始日 本庁舎移転のお知らせ 11月26(月)から

役場本庁舎は新本庁舎建設のため、11月26日(月)から伊野公民館へ一時移転します。新庁舎完成まで約2年間、本庁業務が伊野公民館へ移ります。11月22日(木)までは現在の本庁舎で業務を行っています。

問い合わせ: 総務課 ☎ 893-1111

### 仮庁舎の概要

仮庁舎の住所	いの町3597番地(いの町立伊野公民館) ※町からお出しする封筒の住所は従来の1700番地1を使用します。
郵便番号	〒781-2192 ※変更ありません
電話番号	※代表番号・各課直通番号ともに変更はございません。代表番号☎ 893-1111
公民館1階	町民課・税務課・出納室・社会教育課・少年育成センター
公民館2階	産業経済課・農業委員会・雇用創造協議会・建設課・技術監理課・環境課 上下水道課・出納室(収納)
公民館3階	教育委員会・学校教育課・総務課・選挙管理委員会・仁淀川広域市町村圏事務組合・町長室・副町長室



農地転用許可制度は、優良農地の確保と計画的な土地利用の推進を目的としています。

農地は農業上大切なものであり、また、一度農地以外のものにされると元に戻すことが困難であることから、将来に向かって、優良な農地を確保できるよう、土地の合理的な利用をふまえ、適正な農地の転用が行われるようにしています。

#### 【農地転用とは】

農地を住宅や工場などの建物敷地、資材置場、墓地、駐車場、道水路、山林など農地以外の用地に転換することです。なお、農地を一時的に資材置場や砂利採取場に利用する場合も転用になります。

もしも、農地を許可を受けずに転用したり、許可どおりに転用しなかったら…。

農地を転用したり、転用のために農地を売買などするときには、原則として農地転用許可を受ける必要があります。また、許可後において転用目的を変更する場合には、事業計画の変更の手続きを行う必要があります。

この許可を受けずに無断で農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復などの命令がなされる場合があります。(農地法第51条)

また、罰則の適用もあります。(農地法第64条第67条)

#### ■違反転用

3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)

#### ■違反転用における原状回復命令違反

3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)

#### 市街化区域内の農地転用

市街化区域内の農地転用にあつては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可を要しないこととなっています。

#### 問い合わせ

いの町農業委員会 ☎ 893-1115

いの町農業委員会吾北分室 ☎ 867-2313

いの町農業委員会本川分室 ☎ 869-2115